一般社団法人 Kochi-ke Surgery　会員規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人 Kochi-ke Surgery（以下「当法人」という）定款第７条に基づき、当法人の入会及び退会について必要な事項を定めることを目的とする。

（種別等）

第２条　当法人の会員は、定款第７条に定めるほか、下記のとおりとする。

（１）正会員　当法人の目的に賛同して入会した外科専門医その他十分な見識があると理事会が認める者。

（２）準会員　外科専門医資格取得前に、当法人に入会を希望する外科修練医。取得後は取得年の１月より自動的に正会員に移行するものとする。

（３）施設会員　当法人から専門研修連携施設としての医師派遣、並びに法人発展のための相互協力を行う施設。

（４）賛助会員　当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

（５）特別会員　当法人の運営に必要な知識や経験を有する者で理事が推薦し、理事会で承認を得た個人及び団体。

（入　会）

第３条　当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（会員名簿）

第４条　入会した会員は、事務局において管理する会員名簿に氏名又は名称及び住所を登録する。

２．会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事務局に対し、当該変更の旨を届け出なければならない。

（社員の権利）

第５条　正会員および準会員は、当法人の定款に定める社員としての権利を有し、社員総会において会員１名当たり１個の議決権を行使することができる。

（年会費）

第４条　入会者は、事業年度内に、会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2.　年度の中途で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として、入会期間による月割り等の軽減をおこなわない。ただし、理事会が特に認めるときは、その限りではない。

（退　会）
第５条　退会を希望する会員は、その旨を当法人に届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
２．前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

（除　名）
第６条　会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議（総社員の半数以上かつ議決権の３分の２以上の多数）により当該会員を除名することができる。
（１）　本規程、当法人定款又は社員総会の決議事項に違反した場合
（２）　法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をした場合
（３）　その他、除名すべき正当な事由があった場合

（会員資格の喪失）
第７条　第６条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。
（１）退社したとき。
（２）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
（３）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
（４）正当な理由なく２年以上会費を滞納したとき。
（５）除名されたとき。
（６）総社員の同意があったとき。

（会員資格喪失に伴う権利）
第８条 会員が第５条及び第７条の規定により会員資格を喪失した場合は、当法人に対する会員としての権利を失う。
２．当法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費は、これを返還しない。

（改　廃）
第６条　この規程の改廃は、理事会での決議後、総会の決議を経て行う。

附則
　この規程は、当法人の設立登記の日（2025 年１月 27 日）から施行する。